

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第70回） 第66回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部合同会議

- 日時：令和3年3月31日（水） 午後2時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部、農林水産部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市長、鳥取市保健所
※鳥取市テレビ会議参加者（各部局長）
- 議題：
 - （1）症例報告について
 - （2）その他

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

< 県内231例目、240、241例目・第2報 >

| 事例 | 年代 | 性別 | 居住地 | 職業 | 現在の症状 | 経過等（発症2日前以降） | 国外、 県外の 移動歴 | 備考 |
|---------|-----|----|-----|----|-------|--------------|-------------------|----|
| 県内231例目 | 50代 | 女性 | 倉吉市 | | | | | |
| 県内240例目 | 50代 | 男性 | 倉吉市 | | | | | |
| 県内241例目 | 60代 | 男性 | 県外 | | | | | |

【倉吉市におけるクラスター関連の検査状況(3.31 正午時点)】

3/29～3/30検査累計 : 90件(陽性13名、陰性77名)

本日検査予定 : 14件

[うち、クラスターが発生した倉吉市内事業所社員寮入寮者]

検査実施 全入寮者15名(陽性11名、陰性4名)

< 県内249例目・第1報 >

| 事例 | 年代 | 性別 | 居住地 | 陽性確認日 | 備考 |
|---------|-----|----|-----|-------|---------------------------------------|
| 県内249例目 | 非公表 | 女性 | 米子市 | 3月31日 | 3/31に医療機関で実施したPCR検査で陽性判明 ² |

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

< 県内233~235例目(鳥取市保健所管内89~91例目)・第2報 >

| 事例 | 年代 | 性別 | 居住地 | 職業 | 現在の 症状 | 経過等（発症2日前以降） | 国外、 県外の 移動歴 | 備 考 |
|-------------------------------|----|-----|-----|-----|-----------|--------------|-------------------|-----|
| 県内233例目 (鳥取市保健所 管内89例目) | | 非公表 | 鳥取市 | 非公表 | | | | |
| 県内234例目 (鳥取市保健所管 内90例目) | | 非公表 | | | | | | |
| 県内235例目 (鳥取市保健所 管内91例目) | | 非公表 | | | | | | |

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

< 県内236~239例目(鳥取市保健所管内92~95例目)・第2報 >

| 事例 | 年代 | 性別 | 居住地 | 職業 | 現在の 症状 | 経過等（発症2日前以降） | 国外、 県外の 移動歴 | 備考 |
|-------------------------------|-----|-----|-----|----|-----------|--------------|-------------------|----|
| 県内236例目 (鳥取市保健所 管内92例目) | 非公表 | | | | | | | |
| 県内237例目 (鳥取市保健所 管内93例目) | 60代 | 男性 | 非公表 | | | | | |
| 県内238例目 (鳥取市保健所 管内94例目) | 60代 | 女性 | 非公表 | | | | | |
| 県内239例目 (鳥取市保健所 管内95例目) | 30代 | 非公表 | 鳥取市 | | | | | |

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

< 県内242~248例目(鳥取市保健所管内96~102例目)・第1報 >

| 事例 | 年代 | 性別 | 居住地 | 陽性確認日 | 備考 |
|----------------------------|-----|----|-----|-------|----|
| 県内242例目 (鳥取市保健所管内96例目) | 50代 | 男性 | 鳥取市 | 3月31日 | |
| 県内243例目 (鳥取市保健所管内97例目) | 50代 | 男性 | 八頭町 | | |
| 県内244例目 (鳥取市保健所管内98例目) | 50代 | 男性 | 鳥取市 | | |
| 県内245例目 (鳥取市保健所管内99例目) | 50代 | 男性 | 鳥取市 | | |
| 県内246例目 (鳥取市保健所管内100例目) | 50代 | 男性 | 鳥取市 | | |
| 県内247例目 (鳥取市保健所管内101例目) | 50代 | 男性 | 鳥取市 | | |
| 県内248例目 (鳥取市保健所管内102例目) | 30代 | 男性 | 八頭町 | | |

対応方針

1. 患者の対応

感染症指定医療機関又は入院協力医療機関に入院

2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
→ 最終接触日より2週間の健康観察及び外出自粛要請
- 濃厚接触者や検査を希望する方等に対し、幅広くPCR検査を実施
- 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査

3. 変異株スクリーニング検査

- 全陽性者の検体について県衛生環境研究所において変異株スクリーニング検査を実施

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(8例目)

感染者が利用していた鳥取市内の接待を伴う飲食店で、県内8例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター(5人以上の患者集団)が発生したことが、3/31(水)に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

1. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

14名(従業員2名、利用者12名)

2. 患者対応

感染症指定医療機関及び入院協力医療機関に入院中(7人)、入院調整中(7人)(3/31正午現在)

3. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文(まん延防止のための措置)

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

対応状況

- 条例に基づき、施設側に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めたところ。
- 施設側は、施設を使用停止するとともに、利用者の把握や連絡に協力していると述べている。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(8例目)

根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 全ての利用者等に連絡できない場合には公表する旨、クラスター発生施設側に説明し協力を求めたところ、全員に連絡したとの説明があった。
- 今後、説明と矛盾する事実が判明した場合には、公表も視野に対応。
- PCR検査に繋がっていない利用者に対して、鳥取市と協力しつつ、施設側の働きかけも含め、検査を受けるよう引き続き勧奨中。

根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

対応状況

- 施設は、現在、使用停止中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、鳥取市と協議の上、適切な実施を勧告する。

医療提供体制

1. 入院体制(3月31日 12:00現在)

| 確保病床(A) | 現時点確保病床(B) | 入院者(C) | C/A | C/B |
|---------|------------|--------------------------|-----|-----|
| | | <small>※入院予定者を含む</small> | | |
| 317床 | 198床 | 38人 | 12% | 19% |

2. 宿泊療養体制(3月31日 12:00現在)

| 地区 | 部屋数 | 入所者 | 備考 |
|----|-----|-----|-------------|
| 東部 | 66室 | 0人 | 令和2年8月13日開設 |
| 西部 | 40室 | 0人 | 令和3年1月12日開設 |

対象者:入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者

運営体制:看護師の24時間常駐による健康サポート

医師の毎日の往診とオンライン診療

鳥取県版新型コロナウイルス警報（3月31日現在）

| 地域 | 発令区分 | 備考 |
|------|------|-------|
| 東部地区 | 注意報 | 3/24～ |
| 鳥取市 | 警報 | 3/31～ |
| 中部地区 | 注意報 | 3/29～ |
| 倉吉市 | 警報 | 3/30～ |
| 西部地区 | 注意報 | 3/30～ |

＜感染防止対策の徹底、検査・医療体制の強化＞

- 手洗い、マスク着用、換気等の感染防止対策の呼びかけ強化
- 保健所機能の強化（積極的疫学調査、相談対応）
- 医療提供体制に関する各種データの積極的公開
- 医療・福祉施設の感染防止対策の確認

分科会提言の指標と鳥取県の状況

| 指標 | | | | 鳥取県 3月31日 12:00現在 | ステージⅢ の指標目安 |
|------------|--|----------|-------------------|----------------------|----------------|
| 医療提供体制等の負荷 | ① 病床の ひっ迫具合 | 病床全体 | 現時点確保 病床占有率 | 19% (38/198床) | 25%以上 |
| | | | 最大確保 病床占有率 | 12% (38/317床) | 20%以上 |
| | | うち重症者用病床 | 現時点確保 病床占有率 | 0% (0/42床) | 25%以上 |
| | | | 最大確保 病床占有率 | 0% (0/47床) | 20%以上 |
| | ② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算 | | | 7人 (実数38人) | 15人以上 |
| 監視体制 | ③ 検査陽性率(直近1週間) ※3/24~3/30発表分 | | 2% (31/1,553人) | 10%以上 | |
| 感染状況 | ④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は3/25~3/31発表分で集計 | | 7人 (実数38人) | 15人以上 | |
| | ⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較 | | 多い (38人/1人) | 多い | |
| | ⑥ 感染経路不明割合(直近1週間) | | 11% (4/38人) | 50%以上 | |

⑤の指標はステージⅢの目安を上回っているが、その他の指標は下回っており、本県はステージⅢに達していないと考えられる。

県民の皆様へ

- ◆会食による感染が相次いで発生しています。
会食は感染予防対策を実施している認証事業所や協賛店を利用し、少人数で短時間で、できるだけマスクを着用する、店内では三密にならないようにするなど、感染予防をしっかりと取っていただきますようお願いいたします。
- ◆体調に違和感がある場合は、親しい人であっても会食はさけていただくようお願いいたします。
- ◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。
【受診相談センター】
受付時間:9:00～17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)
聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033
上記以外:[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029
【接触者等相談センター】
[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

総務部、農林水産部合同特別対策チームの設置

総務部、農林水産部による「特別対策チーム」を編成し、東部農林事務所及び濃厚接触者が勤務する所属を一時閉鎖するとともに、執務室の徹底消毒や県庁内のまん延防止を実施

- **感染した職員が勤務する東部農林事務所地域整備課及び濃厚接触者が勤務する所属は一時閉鎖。当該所属の業務は部内職員が応援**
- **執務室の消毒・まん延防止**
 - ・ 専門家指導のもと、東部農林事務所地域整備課執務室及び関係所属の徹底消毒を実施。さらに、トイレ等の共有施設においても消毒を実施。
- **東部農林事務所地域整備課職員全員及び陽性者と接触の疑いがある職員のPCR検査を実施**
 - ・ 本日、早朝から該当職員の検体採取を行い、衛環研で検査した結果、新たに陽性が判明し、会食に参加した8名全員が陽性（濃厚接触者は引き続き、自宅待機を実施）
- **罹患した職員の心のケア等のサポート**

職員の陽性発生を踏まえた県庁の対応

「県庁感染予防・感染拡大防止緊急会議」を招集し、全職員に対し以下の対応を徹底

■ **感染急拡大を踏まえ本日から4月中の職場等での歓送迎会を見送る**

■ **私的な会食等を行う際の注意事項**

- 私的な会食等を行う場合は、マスク会食、「三つの密」の回避、手指消毒などを徹底し、同居家族などいつも近くにいる人のみ少人数で、パーティション、換気などの感染対策が取られている店に限定

■ **私的旅行を行う際の注意事項**

- 私用で感染流行地域を往来する場合は、所属長とその行動計画及び行動歴の情報共有を行うとともに、当該地域での会食は控える

■ **基本的な感染対策の徹底**

- 基本的な感染対策に加え、担当を決めて毎日必ず午前・午後にコピー機・電話機等の共用物品を消毒

■ **県外からの異動者の取扱**

- 県外からの異動者は来県後2週間、在宅勤務